



消費税を 考える

経済学部教授
鈴木将覚

すずき まさあき

1995年一橋大学経済学部卒業。京都大学経済研究所
先端政策分析研究センター准教授等を経て、2016年よ
り専修大学経済学部教授。京都大学博士（経済学）。

↑生田3号館前にて

私は、経済学部でミクロ経済学、公共経済学などを教えています。私の専門は、財政・税制です。経済学的な観点から分析を行い、税制のあるべき姿を考えるのが仕事です。この紹介では、多くの人が馴染みのある消費税のあり方について考えてみようと思います。

消費税率を引き下げるべきか？

消費税に関してよく聞かれる主張は、食料品に対する消費税率の引き下げです。現在のように物価高の状況では、消費税率引き下げは物価高を直接緩和するので、物価高対策の手段としてはたしかに有効であるように思われます。この考え方は国民受けが良いようで、昨今の選挙戦では多くの候補者がこうした主張を展開しています。

しかし、税の専門家の多くは「食料品に対する消費税に軽減税率を設けるべきではない」と考えています。その理由は、いくつかありますが、根本的なものとして、食料品の消費税率をゼロにしたところで、その恩恵の多くが富裕層に向かうことがあります。なぜなら、食料品の消費額が多いのは富裕層だからです。物価高対策と言いながら、物価高に苦しんでいない富裕層をより優遇するのが良い政策であるとは思えません。

これは、そもそも消費税を低所得者向けの物価高対

策、もしくは再分配政策の手段として用いることに向いていないという事実を表しています。消費税は間接税であり、無記名の消費に対する課税です。例えば、コンビニで税抜き100円の乾電池を買うとき、我々は10円の消費税を負担しますが、実際に消費税を納めているのは企業です。税務署としては、消費税を誰が負担しているのかはわかりません。

これに対して、所得税は直接税であり、税務署は誰が所得税を負担しているかを知っています。よって、所得税ならば低所得層だけに減税を行うことができます。低所得者を対象に現金給付を行っても同じです。

なぜ消費税が嫌われるのか？

では、それにもかかわらず、国民の間に消費税減税を求める声が強いのはなぜでしょうか。私は、この理由の1つは、国民が消費税の仕組みをよく理解していないことにあると思っています。消費税は、経済活動に対してあまり悪影響を及ぼさないという望ましい性質を持っており、法人税や所得税よりも経済コストが小さいのですが、消費税にそういうイメージを持っている人は多くないのではないでしょうか。

もう1つは、日本の財政運営では減税によって生じる税収減を他の財源で賄うというルールが欠如してい

ることです。消費税という恒久財源を減税するのであれば、本来はその代替として何か他の財源を探してくる必要があります。代替財源ではなく、歳出減の候補を探すのでも構いません。

もし国民が消費税増税と社会保障支出の削減のいずれかを選択しなければならないという状況に直面したとき、どちらが選択されるのでしょうか。欧州諸国では、社会保障給付を減らすことへの抵抗感が強く、それゆえ付加価値税率（日本で言うところの消費税率）が引き上げられることが多いです。私は、日本でもその二択だったら、おそらく欧州諸国と同じことが起こるのではないかと思っています。

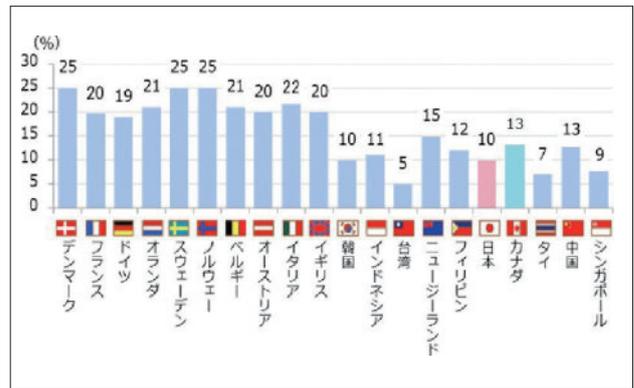
消費税の負担感を小さくするための方策

では、消費税率が将来上昇することを前提としたとき、消費税の負担感をもっと小さくすることはできないのでしょうか。ここでは、消費税の潜在力を示すものとして、多くの人がおそらくは聞いたことがないであろう2つの方策を指摘したいと思います。

第1に、食料品に対する消費税率引き下げを、何とかして低所得者層に絞って実施することです。前述のように、いまの消費税ではこれはできませんが、技術の進展によって、もしかしたら将来は可能になるかもしれません。

10年ほど前に、政府が消費税の軽減税率導入を検討したとき、財務省から独自の軽減税率に関する案が出されました。その案では、低所得者はスーパーなどで食料品を購入する際に、レジでマイナンバーカードをかざすことを要求されます。すると、暗号化された情報が自動的に国税庁に送られ、食料品に関する消費税が軽減されるという仕組みです。この案のポイントは、マイナンバーによって、その消費が低所得者によるものであることを国税庁が見分けられるようになることです。低所得者に対する消費税が、もはや無記名の消費に対する課税ではなく、目に見える個人の消費に対する課税になります。このため、低所得者に対象を絞った消費税率引き下げが可能になります。

同案には様々な欠点があったため、あつという間にお蔵入りになってしまいましたが、その発想には興味深いものがあります。仮に我々の購買活動においてデジタルマネー化が進み、かつ商品に付けられたICタグなどによってレジで操作をせずとも精算ができる非レジ化が確立すれば、財務省案の実現性が高まります。また、



↑ 消費税（付加価値税）の標準税率（2024年1月現在） 出典：国税庁

同案は所得など何らかの基準によって個人の消費税率を変えるという、新たな課税方法の可能性を示すものでもあります。

第2に、耐久消費財に対する消費税のあり方を変えることです。住宅や自動車といった耐久消費財に対する消費税は、じつは新築住宅や新車を購入したファースト・オーナーが過剰に負担しています。彼らは、新築住宅や新車の購入時に購入額の10%の消費税を負担します。そして、たとえ新築住宅や新車を1年後に売却したとしても、すでに支払ってしまった10%の消費税は戻ってきません。

一方で、中古住宅や中古車については消費税がかかりません（但し、業者を通して購入した場合には消費税がかかる場合があります）。なぜなら、消費税は付加価値に対する課税ですが、中古住宅や中古車には新たに付加価値がつけられていないからです。これらは売買によって所有者が変わっているだけです。

つまり、耐久消費財に対する消費税には、ファースト・オーナーが消費税の全てを支払い、セカンド・オーナーやサード・オーナーが全く消費税を負担していないという問題があります。それが新築住宅や新車の購入にかかる消費税を巨額にし、消費税の印象を悪くする一因になっているのではないかと思います。

本来ならば、耐久消費財はその使用期間に応じて消費税が課されるべきです。それを実現する方法としては、耐久消費財の売却時に過払いとなっている消費税をファースト・オーナーに還付し、セカンド・オーナーにも消費税を課するという方法があります。もしくは、ファースト・オーナーが最初に一括して消費税を支払うのではなく、耐久消費財の保有状況を更新する度に、一定期間分の消費税を支払うという方法も考えられます。どのような方法がよいかは技術的及び実務的な観点から、そして我々の公平性の感覚を十分に踏まえて判断することが大切です。